

(様式第2号)

令和元年度第10回 芦屋市景観アドバイザー会議 会議要旨

日時	令和2年 1月24日(金) 午前9時30分～午前11時30分
場所	東館3階 中会議室
出席者	委員 小浦 久子, 花田 佳明, 岡 絵理子, 小池 志保子 届出者 (1) 共同住宅(大東町37番2外) 申請者 **氏 設計者 **氏, **氏 事務局 白井都市計画課長, 山本都市計画課主査, 桑原都市計画課課員
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者4人中4人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 審議の内容に個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について

(ア) 共同住宅(大東町37番2外)

イ その他

(3) 閉会

2 審議経過

(1) 共同住宅(大東町37番2外)

令和2年1月10日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い, 主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 壁面の意匠は, 周辺の景観と調和するよう, また, 浜手のおおらかな雰囲気をつまみつつ, 特に通り面の分節化などにより, 見えがかりのボリューム感を軽減すること。
- ・ 駐車場, 駐輪場等の建築物に附属する施設は, 通りから見えないような配置, 規模とすることを基本とする。やむを得ない場合は, 見えがかりに配慮して植栽等による修景を行うこと。
- ・ 建築物の意匠だけでなく, エントランス周りや駐車場アプローチの舗装部分, 敷地の四隅, 建築物に附属する塀や柵等の有無, 高さ, 仕上げ, 植栽などについても, 敷地における通り外観を構成する重要な要素となることから, 建築計画と一体的に計画し, 地域の景観を向上させるような質の高いデザインとすること。
- ・ 敷地境界付近に設置する植栽及び塀や柵等については, 隣接地の建築物の配置状況により公共空間からの視認性が高くなっていることから, 植栽等の連続性の確保や, シンボルツリー等を配置するなど, 緑豊かな通り外観を演出するよう検討すること。